

書評

佐々木拓著

『ジョン・ロックの道德哲学』

(丸善出版、2017年)

小城 拓理

1. はじめに

本書は佐々木が京都大学に提出した博士論文に加筆修正を施し、さらにそれ以降の自身の研究を盛り込んだものである。その意味では著者のロック研究の集大成と言える。周知のように、本格的なロック研究はいわゆるラブレース・コレクションの公開によって始まった。以来、ロック研究は陸続と現れている。特に思想史研究の充実ぶりには目を見張るものがあるだろう。しかし、哲学研究、特に単著の研究書となると少なくとも我が国では決して多くはないように見受けられる。こうした中において本書は歓迎すべきものである。しかも、本書は『人間知性論』を認識論の書ではなく、世俗的で体系的な道德哲学の書と捉えるという斬新かつ野心的な試みである。本稿ではまず本書の内容を章ごとに簡単にまとめる。そして、いくつか疑問を述べることで、評者としての責をふさぎたい。

2. 本書の概略

本書は序とあとがきを除くと全七章から成る。序「ロック道德哲学の背景と本書の目的」では、これまでのロック研究史を振り返りつつ、本書の位置付けとその目的が示される。これまでのロック研究においてはロックの道德哲学というものは研究されてこなかった。その理由の一つにはロック自身に道德哲学についてのまとまった著作が無かったことがある。だが、それだけではない。『統治二論』や『キリスト教の合理性』といった著作を見る限り、ロックの道德哲学なるものは、結局は神の意志であるところの自然法に還元されると考えられてきたからでもある。佐々木はここに異議を唱える。もちろんロックにおける神の存在を否定することはできない。しかし、ロックは自然法だけでなく世俗的な道德についても書いている。つまり、ロックの道德哲学は決して自然法に

汲み尽されるわけではないのだ。こうして佐々木は本書においてロック哲学の有する世俗性に着目し、特にその自由論と人格同一性論に焦点を絞った上で、『人間知性論』が道德哲学の書であることを証明しようとする。

第一章「ロック哲学への誘い、自由論、そして人格同一性論」においては、まずロック哲学の魅力が語られる。確かにロックにおいて神の存在は重要であるが、ロックは近代以降の道德哲学の自然化と世俗化の流れに掉差すものである。また、ロックの哲学は我々の常識や日常の経験を出発点としているので、哲学入門としても最適の素材である。これに引き続いて佐々木はロックの生涯を振り返った上で、本書のメインテーマである自由意志論と人格同一性論に関する研究史を瞥見する。端的に言えば、自由意志の問題とは、人間は自らの意志を自由に決定できるかどうかという問題である。この問題に関する従来の学説は二つの観点から分類できる。第一に決定論、すなわち世界の事象は先行する原因によって決定されているという主張を肯定するかどうかという観点である。第二に自由と決定論との両立を肯定するかどうかという観点である。以上をもとに、これまでの自由意志をめぐる立場は以下三つに整理できる。第一に、決定論を肯定し、同時に自由と決定論の両立を否定するハード・デターミニズムである。この立場からすると、自由は世界に存在しないことになる。第二に、決定論を否定し、同時に自由と決定論の両立を否定する自由意志実在論である。第三に決定論を肯定し、同時に自由と決定論の両立を肯定する両立論である。ロックは両立論に分類されることが多かった。しかし、後述するように、ロックの自由論には自由意志実在論的な要素も垣間見えるため、その齟齬が解釈上の難問となっている。次に人格同一性の問題とは通時的な自己の存続の基準の問題である。哲学的に言えば、この問題に関しては大きく分けて二つの理論があった。第一に心理説である。これは個人の記憶などの心理的なものの連続性に人格同一性は拠るという立場である。第二に身体説である。これは生命体としての身体の連続性に人格同一性を見る立場である。佐々木によると、このような

二つの流れに対してロックは特異な位置を占めるという。というのも、ロックは一見したところ心理説に立ちながら、身体説をも主張している箇所が散見されるからである。

第二章「道德の論証はいかにして可能か」では、ロックの有名な主張である「道德の論証可能性テーゼ」、すなわち道德的知識は絶対確實性を持つという主張の内実が明らかにされる。そのため佐々木はまずロックの知識と観念の分類を説明する。次に、ロックの挙げる三つの道德の規則、すなわち、神の法と国家の法、そして意見もしくは評判の法が紹介される。最後に佐々木は道德の論証可能性テーゼに取り組む。佐々木によると、道德の論証可能性とは、理性による自然法の導出可能性ではない。そうではなく、体系的な道德規則の構築可能性を意味する。ここのポイントは二つある。第一に道德を構成する観念、すなわち様態と関係の観念は十全だということである。なぜなら、両者は実体の観念とは異なり、外界に範型を必要としないからである。第二に道德に関する観念は、それを構成する単純観念の枚挙によって定義できるということである。こうして道德に関係する観念を確定すれば、推論によって我々は知識を得ることも、その向上を図ることもできる。これが道德の論証可能性である。

第三章「ロック自由論における内的矛盾とその解消」からは本格的にロックの道德哲学が検討される。最初に取り上げられるのは自由論である。この章の目的はロックに指摘されてきた矛盾に対して整合的な解釈を与えることである。そのためにもまずロックの意志決定理論を押さえる必要があるだろう。ロックの意志決定理論は『人間知性論』第二巻第21章の「力能について」に詳しい。ロックによると、人間の意志を決定するのは落ちつかなさである。この落ちつかなさはロック自身によって欲求とも言い換えられる。要するに、ロックにおいて意志は落ちつかないし欲求によって決定づけられるのである。ところが、ロックには以上のような主張と矛盾するような記述がある。それが欲求保留原理（本書第五章以降は保留と考量の原理と呼称される）である。これは、我々には欲求の実現を差し控え、熟慮することが可能

だという原理である。ここにロック自由論に自由意志の可能性が見出される。しかし、この原理は先に述べた欲求の意志決定のメカニズムと矛盾を来すのではないか。この問題に関して佐々木は両立論に与するチャペルのロック批判とそれに対する自由意志実在論的なヤッフェの応答を紹介する。だが、ここで重要なのは両者の解釈の正否ではない。佐々木の企図は両者の折衷にある。つまり、人間の行為をあくまでも決定論的に理解した上で、欲求保留原理における熟慮の終了に限定して、例外的に自由意志的要素を認めるのである。換言すれば、ロックの基本路線が決定論的であった上で、熟慮の終了に際して少数とはいえ行為が非決定的に生み出される場合があることを容認するのである。こうして佐々木は両者の主張を盛り込む形で問題を解決する。

第四章「有意的でありながら自由ではない行為は可能か」では、有名なロックの「閉じ込められた男」の例を用いることで、ロック自由論のいっそうの分析がなされる。ところで、章のタイトルにもあるように、なぜ有意的で自由な行為の存在が問題となるのだろうか。それは、自由論におけるロックの独自性、特にホブズとの差異を説明するためにこのような行為の存在が不可欠だからである。自由論研究史において、ロックはホブズと同様両立論に立つと目されてきた。そして、そうであるがゆえに、ロックの自由論に光が当てられることは少なかった。だが、佐々木の見るところ、ロックの自由論はホブズのそれとは違うものである。というのも、先述のように、ロックには自由意志実在論的要素があり、これによってホブズとは異なる独自の自由論を展開しているからである。事実、ホブズは有意的で自由でない行為の存在を否定するが、ロックはこれを認める。だからこそ有意的で自由ではない行為の典型例である閉じ込められた男の議論は重要なのである。さて、本章で佐々木が取り上げるのがロウによるロック批判である。閉じ込められた男に対するロウの批判は、簡単に言えば、この男はロックの意に反し自由だというものである。佐々木はロウの諸前提を分析することで、ロックの立場からロウに反論し、ロックの主張を擁護している。最

後に佐々木はロック自由論の現代的意義を問うための準備としてフランクファート事例とデネットの局所的運命論を紹介する。フランクファート事例とは、行為の責任帰属に他行為可能性、すなわち選択性条件が不要であることを示す思考実験である。この思考実験の正しさは直観に照らして明らかだとフランクファートは主張するが、佐々木はここに疑義を呈す。というのも、フランクファートが選択性条件を帰責の条件から外すことを念頭においてこの思考実験を考案したとすれば、それは論点先取になるからである。一方、佐々木は、フランクファートと対立するデネットの局所的運命論が他行為可能性を踏まえており、洗脳や依存症による行為の帰責を考える際に有用だと高く評価している。

第五章「ロック哲学における動機づけの力——幸福、欲求、そして落ちつかなさ」ではロックの意志決定理論が分析される。先述のように、佐々木は熟慮後の保留解除に限定して自由意志実在論的解釈の余地を認めた。これを受けて、両立論的解釈が本章の標的となる。端的に言えば、両立論の基本戦略は、欲求が十分な動機づけとなるとした上で、ロックの意志決定理論との整合性を追求するというものである。これに対する佐々木の目論見はロックの意志決定理論において欲求が単独では動機づけの力を持たないことを示すことにある。そのために佐々木はマグリのロック解釈を俎上にあげる。マグリは問う。保留原理、すなわち保留と考量の原理の動機づけとなるのは何か、と。この問いに対してマグリは幸福への欲求と答える。しかし、これに対して佐々木はマグリの言う幸福への欲求では動機づけとして不十分だとし、これを退けている。

第六章「帰責の観点から眺める人格同一性」ではロックの人格同一性論が検討される。一般的にはロックの人格同一性論は記憶説に分類されており、これまで多くの批判を浴びてきた。佐々木はこれまでのロック批判を以下四つに整理する。第一に記憶の本性に由来するものである。これは記憶の忘却や齟齬によって人格同一性が保てなくなるという批判である。第二に同一性の推移性に関わるものである。これは有名な「将校のパラドク

ス」で知られる批判である。第三に人格の連続性に関わるものである。これはロックの記憶説では複雑なパズルケース、例えば個体の分裂や融合の問題に答えられないというものである。第四に内在的矛盾を指摘するものである。これは、ロックが記憶説のような一人称的基準と同時に、酔漢の裁判の例に見られるような三人称的基準を用いてしまっているというものである。以上の批判に対して佐々木は以下二つの反論を提示する。第一に批判者たちの想定する人格はロックのそれとは異なるというものである。批判者たちは人格を記憶の集合や意識の束のようなものと捉えている。しかし、それはロックの考えとは異なる。というのも、ロックの人格とはあくまでも存在者だからである。したがって、記憶や意識が断片的であるからといって、人格もそうだとはいえ言えない。これにより第一と第二の批判が退けられる。次に佐々木は先に第四の批判に取り組む。佐々木はこの批判を行為者への責任帰属の際に一人称的基準を用いるのか、それとも三人称的基準を用いるのかという批判と読み解いた上で、これをロックのサンクション論に接続する。そして、佐々木は全知全能の神ならば一人称的基準で十分であるが、人間の場合は三人称的基準を用いるのは自然だとする。なぜなら、ロックの真意は、責任帰属においては神と人間との人格同一性基準が異なってしまうべきだということだからである。第三の批判に対しては、そもそも思考実験の類はあくまでも発見的な道具でしかないとして退けられる。以上を踏まえた上で、ではロックの考える人格同一性とその基準は何なのか。佐々木は言う。人格同一性の基準は形而上学的な文脈ではなく、帰責やサンクションといった道徳哲学的文脈でこそ検証されるべきである、と。そして、ロックの記憶説を前提にする限り、我々は通時的で確固たる自己同一性など無いという事実を受け入れる必要があると佐々木は提案する。むしろ、我々には常時続くような自己同一性など不要なのである。そして、サンクションの帰属が問題となるときに初めて自己同一性が問題となるのである。

第七章「サンクションの帰属要件としての自由」では本書の内容がまとめられた上で、ロックの道

徳哲学の現代的意義が語られる。ロックの道德哲学の現代的意義は二つある。第一に自由論に対する意義である。佐々木は前出のフランクファートの事例の検討を通して、両立論的な直観に異議を申し立てる点にロックの貢献を見出す。要するに、責任帰属にはやはり他行為可能性が必要なのである。第二に責任帰属に関する意義である。現代の自由意志実在論者も両立論者も責任帰属条件を究明しようとしているが、いずれもそうした条件を満たす行為を見出すことは難しい。これに対してロックの自由論ではこうした困難を回避することができる」と佐々木は結論付けている。

3. 本書へのコメント

私見では本書の特徴は二つあるように思われる。第一に、『人間知性論』を道德哲学の書として読むというものである。教科書的に言えば、ロックはいわゆるイギリス経験論の祖であり、『人間知性論』は認識論の書として読まれてきた。また、佐々木も序で述べているように『人間知性論』には数々の不整合が見出されることから、その「パッチワーク性」も指摘されてきた。以上の解釈史に鑑みると『人間知性論』が道德哲学の領域で看過されてきたことも頷ける。こうした潮流と真っ向から格闘する本書はロック研究に画期をなす壮挙と呼んでも過言ではないだろう。そして、第二に、本書はロック研究を主目的としつつも同時にロック哲学入門、さらには哲学一般への入門書の役割も果たしている。このことはロックの個人史への言及や、自由論そして人格同一性論の研究史を振り返る部分から明らかである。本書は、佐々木が記した「思索のスタート地点」(p. 33)としてのロック哲学の魅力も存分に表現しえていると思われる。

さて、ここからは誤読の誹りを恐れず、評者なりの疑問を簡単ではあるが記していきたい。評者の疑問は三つある。最初の二つは自由論に対してのものである。第一の疑問は本書で最も長く、そして佐々木の自由論解釈の要諦である第三章に関連する。前述のように、この章で佐々木はチャペルとヤッフエの折衷を試みた。佐々木の言う折衷というのは理論の道具立てを受け入れるということの意味する (p. 158)。ところが、このような折

衷はそもそもロック解釈として妥当なのだろうか。というのも、実は、佐々木自身が断っているように、ロックを自由意志実在論者として捉えられるテキスト上の根拠はもともと薄いからである (pp. 146-147)。つまり、ヤッフエと、それを援用する佐々木のロック解釈には当人の読み込みが強くにじみ出ている可能性がある。その意味で、両立論と自由意志実在論の中庸を探るという佐々木の試みは、それ自体としての論理の一貫性はともかく、ロック解釈としてどこまで妥当なのだろうか。以上を受けて第二の疑問はロックとホプズとの差異に関するものである。前述のように、先行研究においてロックの行為論はホプズと同様なものとされてきた。これに対し佐々木はロックにおける自由意志論的要素を整合的に説明することで、その独自性を剔抉しようとした。だが、この試みは成功しているだろうか。なぜなら、佐々木が提出したロック行為論を見る限り、その自由意志論的要素は極めて限定的だからである。例えば、ある箇所では佐々木は以下のように述べている。

人間の行為を理解する際のロックの基本路線はあくまでも決定論である。ただ、われわれが自由に行為し、責任の主体になるためには、熟慮の終了に限定して、行為を非決定論的に生み出すことができる点を認めているだけなのである (p. 157)。

この記述に続いて、さらに佐々木は自由な行為というものが非常に限られたものでしかないと付け加えている。ということは、結局のところロックの行為論は限りなくホプズのそれに近いということになりはしないか。換言すれば、ロックとホプズとの差異は著者が考えるほどのものではないのではないか。

第三の疑問は人格同一性論に関するものである。ロック人格同一性論への批判の一つに一人称的基準と三人称的基準との矛盾の問題があった。この批判に対して佐々木はサンクションの与え手の違いに着目することで、矛盾はないと主張した。つまり、サンクションの与え手が全知全能の神であるならば、一人称的基準で十分であるが、与え

手が人間である場合は自他の意識を確実に知れない以上、三人称的基準も用いるのが自然というわけである。だが、この主張は佐々木が目指す、ロックの道德哲学の世俗化を前提にすると、以下のような帰結をもたらすのではないか。ここでロックの用いる酔漢の例を改めて考えてみよう。ロックによると、記憶を失った酔漢を罰することができるのは、当人が忘却していても、酔漢が処罰に値するふるまいをしているのを他人が目撃していたからに他ならない。その際、証言者が目撃するのは言うまでもなく酔漢の身体である。そして、一人称的基準よりも三人称的基準が優先される場合があることは佐々木も認めている (p. 244)。とするならば、神はともかく、少なくとも人間のサンクションに関してロックは心理説というよりも、身体説に傾いていることになってしまうのではないだろうか。これは、人間がまさに神の視点に立つことができないがゆえの帰結である。

以上、いくつかの疑問を述べてきたが、これらは本書の価値をいささかも減じるものではない。本書はこれまで認識論として読まれてきた『人間知性論』を道德哲学の書として読むという独創的なものである。これはロック研究の新しい地平を拓くものであり、今後ロック研究を志す者にとって必読の書となるのではないだろうか。